

令和3年度・4年度

島根県要約筆記者養成講習会実施要領

島根県聴覚障害者情報センター

1. 目的

この講習会は、聴覚障がい者の福祉の向上と社会参加を促進し、要約筆記に必要な知識・技術及び対人援助技術を持った要約筆記者の育成を目的とする。

2. 実施主体

講習会は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団「島根県聴覚障害者情報センター」が実施、運営する。

3. 受講対象者

講習会を受講しようとする者は講習会の目的を理解し、受講修了後、全国統一要約筆記者認定試験を受験し、島根県意思疎通支援者（要約筆記者）として活動できる、島根県在住の18歳以上の者とする。

その他、詳細な要件は募集要項を参照すること。

4. 定員

講習会の定員は、パソコンコース、手書きコースとも要綱への明記はしない。但し応募多数により会場の収容人数を越える場合は受講者人数の制限を行う。また、16人に満たないコースについては開催しない。

共通講義時、運営スタッフ、情報保障人員も含め最高60人までとする。

5. 期間

講習会は、令和3年10月から令和4年11月の期間で実施する。

（ただし、自然災害など止むを得ない事情により期間変更の場合あり）

6. 開催場所

講習会の開催場所は主に「いきいきプラザ島根（松江市東津田町1741-3）」とする。（変更の可能性あり）

7. 講習内容

講習会は、平成23年3月30日付障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知に係る要約筆記者養成カリキュラムに基づいて実施する。

8. 課程修了

受講者は、講義・実技それぞれ全講習回数の3分の2以上を受講し、かつ必修科目（「第11講-5【総合実習】」、「第15講【演習】」のうちどちらか）を履修している者を課程修了者とする。1講座における欠席時間数が30分を超えた場合は、その講座は履修しなかったものとする。

9. 受講料

受講料無料。

但しテキスト代ならびに教材等の一部は自費負担有。

10. 受講申し込み

所定の申込用紙に必要事項を記入し、令和3年9月10日（金）までに、島根県聴覚障害者情報センター宛てに郵送（消印有効）または持参して申し込むものとする。

11. 申し込み・問い合わせ先

島根県聴覚障害者情報センター

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3階

TEL 0852-32-5960

FAX 0852-32-5961

E-mail center@shimane-choukaku.jp